

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」 (流通・取引慣行ガイドライン)の一部改正のポイント

別添

第1 背景・経緯

- 「規制改革に関する第2次答申～加速する規制改革～」(平成26年6月13日規制改革会議)を受けて策定された「**規制改革実施計画**」(平成26年6月24日閣議決定)において、流通・取引慣行ガイドラインの第2部第1及び第2に関し「**平成26年度措置**」とされた事項について、**明確化を行うため**、同ガイドラインの一部を改正するもの。

第2 一部改正により明確化した事項

1 垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準についての考え方

- 垂直的制限行為(※)は、競争に影響を及ぼす場合であっても、**競争を阻害する効果を生じること**もあれば、**競争を促進する効果を生じること**もある。
(※) メーカーが、自社商品を取り扱う卸売業者や小売業者といった流通業者の販売価格、取扱商品、販売地域、取引先等の制限を行う行為
- 垂直的制限行為に公正な競争を阻害するおそれがあるかどうかについては、流通業者間の競争の状況やメーカー間の競争の状況などを**総合的に考慮**して判断。この判断に当たっては、垂直的制限行為によって生じ得る流通業者間の競争やメーカー間の競争を阻害する効果に加え、**競争を促進する効果も考慮**。
- 垂直的制限行為によって競争促進効果が認められ得る典型例
 - ・ いわゆる「フリーライダー問題」が解消される場合
 - ・ 新商品について高品質であるとの評判を確保する上で重要といえる場合
 - ・ 新商品を販売するために流通業者に生じる、必要な特有の投資の回収が可能となる場合
 - ・ サービスの統一性やサービスの質の標準化が図られる場合
- 非価格制限行為は、「**新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合**」や「**当該商品の価格が維持されるおそれがある場合**」に当たらない限り、**通常、問題となるものではない**。
- 「当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」とは、非価格制限行為により**流通業者間の競争が妨げられ、流通業者がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることができるような状態をもたらすおそれが生じる場合**をいい、このようなおそれを生じさせない行為については、通常、「当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」とは認められない。
- 再販売価格維持行為は、通常、競争阻害効果が大きく、原則として公正な競争を阻害するおそれのある行為。

2 再販売価格維持行為の「正当な理由」についての考え方

- 独占禁止法においては、メーカーが、流通業者に対して、「正当な理由」がないのに再販売価格の拘束を行うことは、不公正な取引方法として違法となると規定。
- 「正当な理由」は、メーカーによる自社商品の再販売価格の拘束によって
 - ① **実際に競争促進効果が生じてブランド間競争が促進され、それによって当該商品の需要が増大し、消費者の利益の増進が図られ、**
 - ② **当該競争促進効果が、再販売価格の拘束以外のより競争阻害的でない他の方法によっては生じ得ないものである場合において、**必要な範囲及び必要な期間に限り、認められる。

3 流通調査についての考え方

- 自社の商品を取り扱う流通業者の実際の販売価格、販売先等の調査を行うこと
 - ➔ メーカーが単に流通調査を行うことは、当該メーカーの示した価格で販売しない場合に当該流通業者に対して出荷停止等の経済上の不利益を課す、又は課す旨を通知・示唆する等の**流通業者の販売価格に関する制限を伴うものでない限り、通常、問題とはならない**。

4 いわゆる「選択的流通」についての考え方

- メーカーが自社の商品を取り扱う流通業者に関して一定の基準を設定し、当該基準を満たす流通業者に限定して商品を取り扱わせようとする場合、当該流通業者に対し、自社の商品の取扱いを認めた流通業者以外の流通業者への転売を禁止すること
 - ➔ 商品を取り扱う流通業者に関して設定される基準が、
 - ① 当該商品の品質の保持、適切な使用の確保等、**消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由に基づくもの**と認められ、かつ、
 - ② 当該商品の取扱いを希望する他の流通業者に対しても**同等の基準が適用される場合**には、たとえメーカーが選択的流通を採用した結果として、特定の安売り業者等が基準を満たさず、当該商品を取り扱うことができなかつたとしても、通常、問題とはならない。

- いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等の検討を開始。
 - ➔ 流通・取引慣行ガイドライン第2部のみならず、第1部及び第3部において独占禁止法上問題となり得るとされる行為類型にも関わるものであることから、今後、同ガイドライン全体を対象として見直しを検討予定。